

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

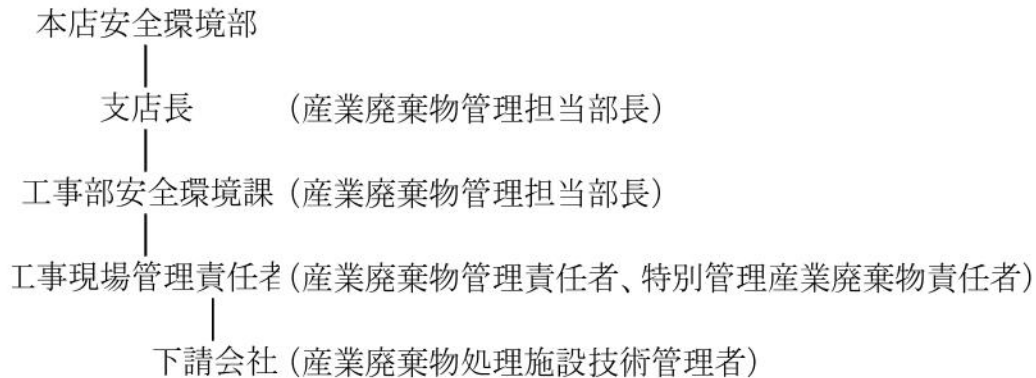
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
平成29年 6月 30日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 愛知県名古屋市中区錦2-10-13	
氏 名 鹿島道路株式会社中部支店	
執行役員支店長 布村 伸一	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 052-204-0774	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	鹿島道路株式会社中部支店 工事部建築課
事業場の所在地	愛知県名古屋市中区錦2-10-13
計画期間	平成29年 4月 1日 ～ 平成30年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合建設業
② 事業の規模	元請完成工事高：5億円
③ 従業員数	建築社員：6名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラ：中間処理業者に委託し、分別して再生処理業者にて再資源化 紙くず：中間処理業者に委託し、分別して再生処理業者にて再資源化 木くず：中間処理業者に委託し、分別して再生処理業者にて再資源化 金属くず：中間処理業者に委託し分別、再生処理業者にて再資源化 ガラス・陶器屑：中間処理業者に委託し、分別し再資源化、埋立処分 がれき：再生処理業者に委託し、再生材として資源化

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（平成28年度）実績】											
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	紙くず*	木くず*	繊維くず*	金属くず*	ガラス陶磁器くず*	がれき	石綿含有がれき	石綿含有繊維くず*
	排出量 (t)	4.99	109.0	35.75	1.06	352.91	0.12	5.54	21.00	3631.81	118.18	1.71
	(これまでに実施した取組) 廃棄物発生量の削減、分別による再資源化の効率に努めた。 ISO環境目標値（混合廃棄物：1.9 t /億円）を定め、 分別による排出量削減を図った。											
②計画	【目標】											
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	紙くず*	木くず*	繊維くず*	金属くず*	ガラス陶磁器くず*	がれき	石綿含有がれき	石綿含有繊維くず*
	排出量 (t)	3.2	80	28	1	80	0.5	1.3	16	500	20	0
	(今後実施する予定の取組) 可能な限り分別を行い、再生利用業者に処理委託する。 混合廃棄物の排出量の低減をする。											

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃プラ・石膏ボード・ガラス陶磁器くず・金属くず ・ 木くず・がれき ・ 石綿含有廃棄物 を分別処理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持 作業現場毎に分別状況进行评估し、分別・減量に努める。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施する予定はない		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
実施する予定はない			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（平成28年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	_____	_____
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible]

(第5面)

②計画	【目標】											
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	紙くず*	木くず*	繊維くず*	金属くず*	ガラス陶磁器くず*	がれき	石綿含有がれき	石綿含有繊維くず*
	全処理委託量	3.2	80	28	1	80	0.5	1.3	16	500	20	0
	優良認定処理業者への処理委託量										10	
	再生利用業者への処理委託量	3.2	80	28	1	80	0.5	1.3	16	500	0	0
	認定熱回収業者への処理委託量											
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量											
(今後実施する予定の取組) ・作業現場にて混合物の分別、混合物ゼロを目標とする ・優良認定処理業者への委託を指導する												
※事務処理欄												

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。